

(案)

岡 賃 審 第 号  
令和5年8月23日

岡山労働局長  
成毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 益田 佐和子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

本日貴職から、令和5年8月7日付け岡山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、労働組合岡山マスカットユニオン 執行委員長 清水久美子、岡山県労働組合会議 議長 西崎直人、岡山県高等学校教職員組合 執行委員長 村田秀石、生協労組おかやま 副委員長 小林史枝、生協労組おかやま 副委員長 山本泉からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。